

令和 7 年 2 月 14 日開会

令和7年2月 富士市議会定例会追加議案

富 士 市

富士市議会定例会（２月）追加議案目次

議案番号	件目	ページ
議第６０号	富士市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について	１

議第60号

富士市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について

富士市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年3月12日提出

富士市長 小長井 義 正

富士市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

（令和 年 月 日）
（条 例 第 号）

富士市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年富士市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,100円」を「9,700円」に改め、同号ただし書中「1万4,200円」を「1万4,500円」に改め、同条第3項中「又は第3号から第6号までのいずれか」を削り、「217円」を「100円」に、「333円」を「383円」を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円」に改め、同条第4項中「（以下この項において「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

別表中「12,500円」を「12,900円」に、「13,350円」を「13,700円」に、「14,200円」を「14,500円」に、「10,800円」を「11,300円」に、「11,650円」を「12,100円」に、「9,100円」を「9,700円」に、「9,950円」を「10,500円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに施行日前に支給すべき事由の生じた施行日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、施行日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び施行日前に支給すべき事由の生じた施行日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。